

スロバキア

商標法

法令集法律 No. 577/2001, 法令集法律 No. 14/2004, 法令集法律 No. 344/2004 及び法令集法律
No. 84/2007 により改正された商標に関する法令集法律 No. 55/1997

2007 年 3 月 1 日施行

目次

第 I 部 総則

第 1 条 商標

第 2 条

第 3 条

第 3a 条 標識又は商標の同一性及び互換性並びに商品又はサービスの類似性

第 4 条

第 II 部 商標に関する事項の手續

第 5 条 商標出願

第 6 条 優先権

第 7 条 出願の修正及び分割, 出願の譲渡及び移転

第 8 条 出願の審査及び公告

第 8a 条 意見

第 9 条 登録簿への記入に対する異議申立

第 10 条

第 11 条

第 12 条 商標の登録

第 13 条 保護の期間

第 14 条 商標の修正並びに商品及びサービスの一覧の修正

第 15 条 商標の失効

第 16 条 商標の抹消

第 17 条

第 18 条

第 18a 条 抹消の効果に関する特別規定

第 19 条

第 20 条 団体商標に関する特別規定

第 21 条

第 22 条

第 23 条

第 III 部 商標に係る権利及び義務

第 24 条 商標所有者の権利

第 25 条

第 25a 条

第 26 条
第 26a 条
第 26b 条
第 27 条 商標権の制限
第 28 条 商標に係る義務
第 29 条 商標の譲渡及び移転
第 30 条 ライセンス
第 31 条 担保権
第 32 条 保護の喪失及び商標所有者の変更
第 33 条 団体商標に係る特別な権利及び義務

第 IV 部 外国との関係, 商標の国際登録

第 34 条 外国との関係
第 35 条 商標の国際登録
第 36 条
第 36a 条 共同体商標
第 36b 条 国内商標出願への変更
第 36c 条

第 V 部 共通規定, 経過規定及び最終規定

第 37 条 共通規定
第 38 条
第 39 条
第 40 条 更なる手続
第 40a 条 原状回復
第 40b 条 決定の理由
第 41 条
第 42 条 救済手段
第 43 条
第 44 条 授權規定
第 45 条 経過規定
第 45a 条
第 46 条 廃止規定
第 47 条 施行

第 I 部 総則

第 1 条 商標

(1) 商標とは、ある者の商品又はサービスを他人の商品又はサービスと識別することができる、視覚的に表示可能な、人名を含む語、文字、数字、図形、商品の形状若しくはその包装又はこれらの結合から特に構成される標識であって、商標登録簿(以下「登録簿」という)に記入されるものをいう。

(2) 団体商標とは、構成員の利益を保護するため又はその他の目的のために設立された法人(以下「団体」という)の構成員の商品又はサービスを他人の商品又はサービスと識別することができる、(1)にいう標識であって、登録簿に記入されるものをいう。

第 2 条

(1) 次に該当する標識は、商標とは認められない。

(a) 第 1 条の要件を満たさないもの

(b) 識別性を有していないもの

(c) 商品若しくはサービスの種類、品質、数量、用途、価格、原産地若しくはその他の特徴、又は商品の生産時期若しくはサービスの提供時期を特定するために取引上使用される表象又はデータのみを形成するもの

(d) 日常の言語において慣用的な、又は商慣行において使用される表象又は標識のみから成るもの

(e) 製品の性質に起因するか、技術的成果を得るために必要とされるか又は製品に重要な価値を付与する、製品又はその包装の形状のみを形成するもの

(f) 特に、商品又はサービスの性質、品質又は原産地について公衆を誤認させる虞があるもの

(g) 公序良俗に反するもの

(h) その使用が国際条約に基づくスロバキア共和国の義務に反することになるもの

(i) 高度の象徴的価値を有するもの、特に宗教的表象を含むもの

(j) ぶどう酒又は蒸留酒に原産地表示を伴って使用されるもので、当該地を原産地としないもの

(k) 善意で行われていない出願の対象であるもの

(2) (1) (b) から (d) までにいう標識は、登録を請求した自然人又は法人(以下「出願人」という)が、標識又は商標の登録簿への記入を求める出願(以下「出願」という)より前に当該標識をスロバキア共和国内で又はスロバキア共和国に関して使用したことにより当該標識が登録請求の対象である商品又はサービスに係る識別性を獲得したことを証明する場合は、これを受け入れて登録簿に記入することができる。

第 3 条

(1) 次のものは、商標として認められない。

(a) 先の優先権を有する商標であって同一の商品又はサービスについて他の所有者のために登録されているものと同一の標識

(b) 同一の商品又はサービスを登録の対象とする標識であって、他の出願人が先の優先権を

もって出願したものと同一の標識

(c) 同一又は類似の商品又はサービスについて登録されて第15条(1)(a)に基づき期間満了となった商標と同一の標識で、その出願が当該商標の期間満了後2年以内にされるもの。ただし、この規定は、商標の期間満了時において当該商標の所有者として登録されていた者又はその法律上の権原承継人により当該標識の登録が請求された場合は適用されない。

(2)(1)は、先の優先権を有する商標の所有者又は同一の標識についての出願人が後の登録標識の商標としての登録に対して書面による同意を与える場合は適用されない。

第3a条 標識又は商標の同一性及び互換性並びに商品又はサービスの類似性

(1) 同一であるか、又は標識若しくは商標の全体的性質を変更しない些細な要素においてのみ異なる標識又は商標は、同一であるとみなされる。

(2) 異なる者を出所とする標識又は商標と混同する虞を公衆に生じさせる又は先の優先権を有する標識又は商標を連想させる虞を公衆に生じさせる標識又は商標は、互換性があるとみなされ、また、異なる者を出所とする商品又はサービスと混同する虞を公衆に生じさせる商品又はサービスは、類似性があるとみなされる。

第4条

(1) 標識は、第9条に従い申し立てられた異議に基づいてスロバキア共和国工業所有権庁(以下「庁」という)が次のことを認定する場合は、商標と認められない。

(a) 当該標識が、類似の商品若しくはサービスについて登録されている商標であって先の優先権を有するものと同一であるか、又は同一若しくは類似の商品若しくはサービスについて登録されている商標と互換性があること

(b) 当該標識が、類似の商品若しくはサービスについて登録簿に記入された標識であって先の優先権をもって出願されたものと同一であるか、又は同一の若しくは類似の商品若しくはサービスについて登録簿に記入された標識であって先の優先権をもって出願されたものと互換性があること

(c) 当該標識が、先の優先権を有する商標であってスロバキア共和国において評判を有するものと同一であるか又は互換性があり、当該先の優先権を有する商標の登録の対象である商品又はサービスと類似していない商品又はサービスについての当該標識の使用が当該先の商標の識別性又は評判を不当に利用するか又は害することになること

(d) 当該標識が、国際条約の締約国又は国際貿易機関の加盟国である国において又は当該国に関して同一又は類似の商品又はサービスについての商標として登録されている標識(以下「外国商標」という)と同一であるか又は互換性があること。ただし、この標識の出願人がスロバキア共和国内における当該外国商標所有者の代理人又は他の法律関係に基づく当該外国商標所有者の代理人(以下「代理人」という)であって、当該外国商標所有者の同意なしに自己の名義で商標出願をする場合に限る。

(e) 当該標識が、未登録標識であって取引過程で使用されていることにより出願日より前に使用者の同一の又は類似の商品又はサービスについて単なる狭い地域の範囲を超えた識別性を獲得しているものと同一であるか又は互換性があること

(f) 当該標識が、その出願日より前に同一又は類似の商品又はサービスによって事業を行っている企業主について事業登記簿又は類似の登記簿に記入されている商号又は商号の本質的

部分と同一であるか互換性があること

(g) 当該標識が、人の姓名若しくは筆名又は肖像と同一であるか又は互換性がある場合で、当該標識を登録簿に記入することが人格保護権を侵害することになること

(h) 当該標識が、先の優先権を有する他の工業所有権の対象と同一であるか又は互換性があること

(i) 当該標識が、その出願日より前に創作された著作物と同一であるか互換性がある場合で、当該標識の使用が著作権者の権利を侵害することになること

(2) 標識は、第9条に従い申し立てられた異議に基づいて庁が次のことを認定する場合にも商標として認められない。

(a) 当該標識が、その出願日より前に存在する標識であってその所有者の商品又はサービスについて国際条約に従ったスロバキア共和国の領域内での又はスロバキア共和国の領域に関しての使用によって当該出願日より前に周知となったもの(以下「未登録周知標章」という)と同一であるか又は互換性があり、それが同一又は類似の商品又はサービスについて出願されること

(b) 当該標識が、未登録周知標章と同一であるか又は互換性があり、当該標識の何らかの商品又はサービスについての使用が当該商品又はサービスと当該未登録周知標章の所有者との間の関係を示唆し、かつ、そのような使用により当該未登録周知標章の所有者の利益が害されることになること

(3) 標識は、それが欧州共同体の領域内において評判を有している先の優先権を有する共同体商標と同一であるか又は互換性がある場合において、当該評判を有する共同体商標の登録対象である商品又はサービスと類似しない商品又はサービスについての当該標識の使用が当該共同体商標の識別性又は評判を不当に利用するか又は害するであろうことを庁が第9条に従い申し立てられた異議に基づいて認定するときも、商標として認められない。

第 II 部 商標に関する事項の手続

第 5 条 商標出願

- (1) 商標出願は庁に対してしなければならない。
- (2) 出願書類は、次の事項を含まなければならない。
 - (a) 登録簿に商標として標識を登録することを求める願書、出願人が自然人の場合はその姓名及び住所、出願人が法人の場合はその名称又は商号及び事業地
 - (b) 出願される標識の用語又は表象。立体標識の場合はその外見
 - (c) 標識の商標としての登録簿記入の対象である商品又はサービスの一覧
- (3) (2) (c) にいう一覧に含まれる商品又はサービスは、国際条約に従って分類されなければならない。
- (4) 出願は、1 の標識についてのみすることができる。

第 6 条 優先権

- (1) 手続の開始及び優先権の発生との関係では、少なくとも次のものを含む書類が提出された日又は提出物の不備が修正された日を出願日とする。
 - (a) 出願をする旨の出願人の明白な意図を示すデータ
 - (b) 出願人の特定及び出願人との連絡を可能にするデータ
 - (c) 第 5 条 (3) にいう分類を除き、第 5 条 (2) (b) 及び (c) による要件
- (2) 出願人は、次の何れかの日より後に同一又は類似の商品又はサービスについて同一であるか又は互換性がある標識を対象とする出願をする者に対して優先権を行使することができる。
 - (a) (1) による出願日
 - (b) 先の商標出願に基づき国際条約により認められる優先日
- (3) 出願人は、(2) (b) による優先権を出願書類において主張すると共に、出願日から 3 月以内にこの権利を証明しなければならない。この要件に従わない場合は、この権利は考慮に入れないものとする。
- (4) (2) (b) による優先権は、国際条約の締約国又は世界貿易機関の加盟国である国においてされた出願の 1 のみについて主張することができる。それ以外では、この権利は相互主義の条件に基づいてのみ主張することができる。
- (5) (2) (b) による優先権は、サービスについても適用される。

第 7 条 出願の修正及び分割、出願の譲渡及び移転

- (1) 庁は、出願人の請求に基づき、出願人の姓名若しくは称号、商号、本拠、住所又は事業地に関連する出願標識の修正を認めるものとする。ただし、このような変更が出願後に生じたこと、及び当該修正が出願された標識の全体的性質を変更させることなく当該標識に含まれるデータを最新のものにするものであることを条件とする。出願標識のその他の修正は、出願後には認められない。出願の対象である標識が出願の公告後に修正された場合は、修正後の標識について再公告が行われる。
- (2) 出願後に、出願人は標章登録の対象である商品又はサービスの一覧を減縮することができる。当該減縮は取り下げることができない。出願後に、標章登録の対象である商品又はサ

ービスの一覧を拡大することは認められない。

(3) 標識が登録簿に記入されるまでは、一覧に複数の種類の商品又はサービスを含む出願を分割して別個の出願にすることができる。原出願に基づく優先権及び出願日は、分割出願にも認められる。ただし、分割出願が原出願の対象に含まれた商品及びサービスを対象とすることを条件とする。

(4) 出願人は、書面による合意により、出願に関する商品又はサービスの全部又は一部について出願に基づく自己の権利を他の自然人又は法人に譲渡することができる。ただし、合意成立の日において、当該商品又はサービスが譲受人の事業活動の対象である場合に限る。

(5) 出願に基づく権利は、特別規則に規定される場合は他人に移転される。

第8条 出願の審査及び公告

(1) 庁は、出願が本法及び本法の施行に係る一般拘束規則にいう条件を満たしているか否かを審査する。

(2) 出願が第5条(2)から(4)までにいう条件及び一般拘束規則に定める条件を満たしていない場合は、庁は、所定期間内に不備を是正するよう出願人に求めるものとする。出願人が所定期間内に不備を是正しない場合は、庁は、出願についての手続を停止する。この措置は、不備是正に係る求めにおいて出願人に通知される。

(3) 出願された標識が第1条から第3条までにいう条件を満たさない場合は、庁は、出願を拒絶する。庁は、出願を拒絶する前に、認定された出願拒絶理由に応答する機会を出願人に与えるものとする。

(4) (3)にいう出願拒絶理由が商品又はサービスの一部にのみ関わる場合は、庁は、商品又はサービスの当該部分についてのみ出願を拒絶する。

(5) 出願手続が(2)により停止されなかった場合、又は出願が(3)により拒絶されなかった場合は、庁は、当該出願をスロバキア工業所有権庁公報(以下「公報」という)において公告する。

第8a条 意見

(1) 商標が登録簿に記入されるまでは、何人も、第2条及び第3条の条件の充足に関する意見書を提出することができる。庁は、商標の登録簿への記入について決定を行う際に、当該意見を考慮に入れるものとする。意見を提出した者は、商標出願に関する手続の当事者になるものではない。

(2) 庁は、出願人に対し意見について通知すると共に、所定の期間内に応答するよう求める。庁は、意見についての検討結果を出願人及び意見を提出した者に通知するものとする。

第9条 登録簿への記入に対する異議申立

公報における出願の公告後、第4条にいう理由に係る者(以下「異議申立人」という)は、当該公告後3月以内に、標識の登録簿への記入に対する異議申立を行うことができる。この申立には、法律上の理由陳述書、及び書証又は異議申立人が提出する書証その他の証拠の表示を含めるものとする。

第10条

- (1) 庁は、異議申立が第9条に従い適正かつ適時に行われているか否か、及び第34条(3)による義務的代理の条件が満たされているか否かを審査する。
- (2) 異議申立が第9条に従い適正かつ適時に行われていない場合、又は異議申立人がその表示した証拠を庁の求めにも拘らず所定期間内に提出しないか若しくは第34条(3)による義務的代理の条件が所定期間内に満たされたことを証明しない場合は、庁は、異議申立手続を停止する。
- (3) 庁は、第9条に従って行われた異議申立であって、その手続が(2)により停止されていないものについて出願人に通知すると共に、所定期間内に応答するよう求めるものとする。
- (4) 出願人が、(3)に従い所定期間内に異議申立に応答しないか、又は庁の求めにも拘らず所定期間内に第34条(3)による義務的代理の条件を満たさない場合は、庁は、異議申立の範囲で出願手続を停止する。この措置については、庁は、応答の求めの中で出願人に通知する。
- (5) (2)による決定の写しは、庁により異議申立人に送付され、(4)による決定の写しは、庁により出願人及び異議申立人に送付される。
- (6) 異議申立を行った理由が失効した場合は、庁は、異議申立手続を停止する。異議申立手続の停止に関する決定は、庁により出願人及び異議申立人に送付される。

第11条

- (1) 庁は、出願人が応答した異議申立に基づいて、出願された標識が第4条に関して登録簿への記入について定められた条件を満たしているか否かを審査する。
- (2) 庁は、(1)による手続において、当事者の請求により吟味した証拠に基づいて、次のとおり決定する。
 - (a) 出願された標識が第4条により商標の登録簿への記入に関する条件を満たしていないと認めた場合は、出願を拒絶する。又は
 - (b) 第4条にいう理由が存在しないと認めたか若しくは異議申立人が第9条による被害者ではないと認めた場合は、異議申立を拒絶する。
- (3) (2)(a)による出願拒絶の理由が商品又はサービスの一部のみに関わる場合は、庁は、当該商品又はサービスについて出願を拒絶する。
- (4) 庁は、(2)による決定を出願人及び異議申立人に送付する。

第12条 商標の登録

- (1) 標識を商標として登録簿に記入するための本法の条件が満たされている場合は、庁は、その商標を登録簿に記入する。
- (2) 出願人は、標識の登録簿への記入によって商標に係る権利を取得し、かつ、商標所有者となる。庁は、記入時に登録証を所有者に交付する。
- (3) 庁は、商標の登録を公報において公告する。
- (4) 登録簿に所有者として記入された法人又は自然人は、商標所有者とみなされる。

第13条 保護の期間

- (1) 登録商標の保護期間は、庁への出願日(第6条(1))から10年とする。
- (2) 商標所有者が保護期間の最終年度中か、又は保護期間の満了から6月以内に登録更新の

請求(以下「登録更新請求」という)を行った場合は、商標保護期間は10年更新され、以後も同様とする。

第14条 商標の修正並びに商品及びサービスの一覧の修正

(1) 庁は、商標所有者の請求を受けた場合は、その名称、姓名若しくは商号又は本拠、住所若しくは事業地に関する商標の修正を認める。ただし、当該変更が商標の登録簿への記入後に生じたこと及び当該修正が当該商標に含まれているデータを当該商標の総体的性質を変え、ることなく最新のものにすることを条件とする。

(2) 庁は、商標所有者の請求を受けた場合は、商標登録の対象である商品又はサービスの一覧を減縮するものとする。当該減縮は撤回することができない。商標登録の対象である商品又はサービスの一覧を拡大することは認められない。

第15条 商標の失効

(1) 商標は、次のときに失効する。

(a) 登録更新請求が適時にされていない場合における保護期間の満了

(b) 商標所有者による商標に係る権利の放棄宣言が庁に提出された日。当該宣言は、これを妨げる第三者の権利が存在する場合は、法的効力を有さない。

(c) 第16条(3)から(13)まで、第17条及び第23条に基づく商標登録抹消の効力発生日

(2) 第三者の権利が及ぶ商標は、商標所有者が当該権利の終了を証明し、商標失効に対する権利者の同意の証拠を提示した日に、(1)(b)に従って失効する。

(3) 商標の失効は登録簿に記入される。

第16条 商標の抹消

(1) 庁は、第三者の請求に基づいて又は職権により開始された手続において、本法に定める商標登録の条件に反して商標が登録簿に記入されたと認定した場合は、当該商標を登録簿から抹消する。

(2) ある商標が第2条(1)(b)から(d)までに違反して登録されたが、その商標が、抹消手続の開始前にスロバキア共和国の領域内で又はスロバキア共和国の領域に関して行われた使用の結果として、商標登録の対象である商品又はサービスについての識別性を獲得するに至ったことを所有者が証明する場合は、(1)による抹消はなされない。

(3) 第三者の請求に基づいて又は職権により開始された手続において、ある商標につき、商標所有者による又は商標所有者の同意を得た第三者による使用方法の結果として、特に当該商標登録の対象である商品又はサービスの性質、品質又は原産地に関して公衆を欺く虞があると庁が認定した場合は、庁は、当該商標を登録簿から抹消する。

(4) 第三者の請求に基づいて開始された手続において、ある商標が抹消手続開始前に少なくとも継続して5年間スロバキア共和国において使用されていなかったと庁が認定した場合において、商標所有者が当該商標を使用したことを立証しないときは、庁は、当該商標を登録簿から抹消する。商標は、別段の証明がなされない限り、スロバキア共和国の領域内で継続して5年間使用されてはいなかったとみなされる。商標所有者が継続して5年間の不使用期間の後、善意で当該商標の使用を開始した場合は、当該商標は抹消されない。ただし、抹消請求がなされる前3月以内に当該商標の使用を開始しても、別段の証明がなされない限り、

善意で使用を開始したとはみなされない。

(5) 先の優先権を有する商標所有者の請求に基づいて開始された手続において、競合する商標が類似の商品又はサービスについて登録されていることを庁が認定した場合は、庁は、当該同一商標を登録簿から抹消する。また、先の優先権を有する商標所有者の請求に基づいて開始された手続において、競合する商標が同一又は類似の商品又はサービスについて登録されていることを庁が認定した場合は、庁は、当該互換性がある商標を登録簿から抹消する。

(6) スロバキア共和国内で評判を獲得した、先の優先権を有する商標の所有者の請求に基づいて開始された手続において、当該先の商標の登録の対象である商品又はサービスと類似しない商品又はサービスに係る競合する商標の使用が先の優先権を有する商標の識別性又は評判を悪意で利用するか又は害することになると庁が認定した場合は、庁は、競合する商標を登録簿から抹消する。

(7) 未登録の又は登録済の周知標章の所有者の請求に基づいて開始された手続において、競合する商標が次の何れかに該当すると庁が認定した場合は、庁は、当該商標の登録を登録簿から抹消する。

(a) 当該競合する商標の出願日より前に同一又は類似の商品又はサービスについて周知となっている未登録周知標章(第4条(2)(a))と同一であるか又は互換性があること

(b) 当該競合する商標の出願日より前に周知となっている未登録周知標章(第4条(2)(b))と同一であるか又は互換性がある場合で、何らかの商品又はサービスについて当該商標を使用することが当該商品又はサービスと前記の未登録周知標章の所有者との関係を示唆し、かつ、当該未登録周知標章の所有者の利益が当該使用により影響される虞があること

(8) 庁は、競合する商標の出願日より前に取引過程における使用により同一又は類似の商品又はサービスについて単なる狭い地域の範囲を超えた識別性を獲得している未登録標識と同一であるか又は互換性がある当該競合商標を、当該未登録標識の使用の申立に基づき、登録簿から抹消する。

(9) 第三者の請求に基づいて開始された手続において、ある商標がその所有者の活動又は無活動の結果としてその登録対象である商品又はサービスについての一般標識となったため識別性を失ったと庁が認定した場合は、庁は、当該商標を登録簿から抹消する。

(10) 企業主の請求に基づいて開始された手続において、ある商標が当該企業主について企業登記簿又は類似の登記簿に記入されている商号又はその本質部分と同一であるか又は互換性があり、かつ、その企業主が当該競合する商標の出願日より前に同一又は類似の商品又はサービスについて事業を行っているとして庁が認定した場合は、庁は、当該同一であるか又は互換性がある商標を登録簿から抹消する。

(11) 第三者の請求に基づいて開始された手続において、ある商標がある人の姓名若しくは筆名又は肖像と同一であるか又は互換性があり、当該標識の使用により人格保護に係る権利が侵害される虞があると庁が認定した場合は、庁は、当該同一であるか又は互換性がある商標を登録簿から抹消する。

(12) 別の工業所有権の対象に係る権利の所有者の請求に基づいて開始された手続において、競合する商標が先の優先権を有する当該工業所有権の対象と同一であるか又は互換性があると庁が認定した場合は、庁は、当該同一であるか又は互換性がある商標を登録簿から抹消する。

(13) 第三者の請求に基づいて開始された手続において、競合する商標がその出願日より前に

創作された著作物と同一であるか又は互換性があり、当該標識の使用が当該著作物に係る権利を侵害する虞があると庁が認定した場合は、庁は、当該同一であるか又は互換性がある商標を登録簿から抹消する。

(14) ある商標の登録簿からの抹消の理由が当該商標登録の対象である商品又はサービスの一部のみに関わる場合は、庁は、当該商品又はサービスに関してのみ商標を抹消する。

(15) 申立人が法的な利害を証明する場合は、第 15 条(1) (a) から (c) までによる商標の失効後も、(1) に基づく商標の登録簿からの抹消の請求をすることが可能であり、かつ、この請求について決定を行うことができる。

(16) 庁は、権利の所有者が次の何れかに該当する場合は、(5) から (8) までによる商標の抹消を行わない。

(a) 競合する商標の使用を認識して以来、当該商標のスロバキア共和国の領域内での使用を継続して 5 年間容認している場合。ただし、競合する商標の出願が悪意で行われたことを権利の所有者が証明するときはこの限りでない。

(b) 登録済の若しくは未登録の商標、周知標章又は未登録標識をスロバキア共和国の領域内で継続して 5 年間使用しておらず、かつ、その不使用についての適正な理由を提示していない場合

(17) 共同体商標の所有者の請求に基づいて開始された手続において、競合する商標が先の優先権を有する共同体商標であって、欧州共同体内で評判を有するものと同一であるか又は互換性があり、かつ、当該評判を有する共同体商標の登録対象である商品又はサービスと類似しない商品又はサービスについての当該競合する商標の使用が当該識別性又は共同体の評判を不当に利用するか又は害することになると庁が認定した場合は、庁は、当該競合する商標を登録簿から抹消する。

第 17 条

(1) 庁は、商標が次の何れかに該当するとされた裁判所の判決に基づき商標を登録簿から抹消する。

(a) 自然人の姓名、肖像又は筆名を含み、人格の保護に係る権利を侵害する。

(b) 当該商標の出願前に会社登記簿又は類似の登記簿に記入されている自然人又は法人の名称又は商号を含み、その評判に影響を及ぼす。

(c) 先の著作権を侵害する。

(2) 庁は、ある商標の使用を不正競争行為として禁止する裁判所の判決がある場合はこれに基づき、当該商標を登録簿から抹消する。

(3) 抹消は、裁判所の判決の確定日から 6 月以内に権利者の請求に基づいて行われる。

第 18 条

第 16 条(1) に基づいて商標が抹消された場合は、当該商標は登録簿に記入されたことがないものとみなされる。それ以外の場合は、抹消の効果は抹消手続の開始日に生じる。

第 18a 条 抹消の効果に関する特別規定

(1) 商標抹消の効果は、次のものには及ばない。

(a) 商標抹消の決定の発効前に効力が生じて実行された商標権侵害についての決定

(b) 商標抹消の決定の発効前に締結された契約のうち当該決定発効前に契約に基づき履行されている部分。ただし、当該契約に基づく範囲で返済を請求することができる。

(2) 商標所有者の損害賠償及び不当利得返還に関する義務は、(1)を損なうものではない。

第19条

第16条に従って登録簿からの商標抹消についての手続開始を請求する際に、申立人は、2,500スロバキアコルナを供託しなければならない。抹消手続の開始申立が正当に提起されたことがその手続において確認された場合は、庁は、当該供託金を返還する。

第20条 団体商標に関する特別規定

(1) 団体は、出願人として、団体商標としての標識の登録出願を行うことができる。

(2) 当該出願には、第5条(2)及び(3)による要件のほか、次のものを含めなければならない。

(a) 違反に対する罰則を含め団体商標の使用条件を規定した当該団体の全構成員間の書面による規約

(b) 団体商標を使用する権利を有する当該団体の構成員及びそれらの本拠の宛先の一覧

(3) 第5条から第19条までの規定は、団体商標に関する手続に準用する。

第21条

(1) 登録簿に記入された団体の構成員は、団体商標をその登録の対象である自己の商品若しくはサービスに付すか又はその商品若しくはサービスに関してそれを使用する排他的権利を有する。

(2) 団体商標所有者が先の規約を修正する規約を添付して請求した場合は、庁は、団体の構成員の一覧の変更を登録簿に記入する。

(3) 団体の構成員の請求を受けた場合は、庁は、登録簿に記入されたすべての構成員に対して記録の抄本を交付する。

(4) 庁は、何人に対しても、請求に基づいて規約の閲覧を認めなければならない。

第22条

団体商標は、他の所有者に譲渡することができず、また、ライセンスを与え又は担保権を設定することもできない。

第23条

庁は、第16条及び第17条に規定する場合のほか、団体の構成員が団体商標の使用に関する規約の重大な違反を犯したときも、団体商標を登録簿から抹消する。

第 III 部 商標に係る権利及び義務

第 24 条 商標所有者の権利

(1) 商標所有者は、自己の商標をその登録の対象である商品若しくはサービスに付し、又は当該商品若しくはサービスに関連して使用する排他権を有する。

(2) 商標所有者は、商標に「®」の記号を使用する権利を有する。

第 25 条

(1) 何人も、登録された商標については、その所有者の同意を得ない限り、当該商標の登録対象である商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスについて登録商標と同一であるか又は互換性がある標識を使用してはならず、また当該商標の登録対象である商品又はサービスに類似していない商品又はサービスに当該登録商標と同一であるか又は互換性がある標章を使用することも、その登録商標がスロバキア共和国で評判を獲得しており、当該標識の使用が当該登録商標の識別性又は評判を不当に利用し又は害することになる場合は許されない。当該標識は、これらの商品又はサービスに関して使用してはならず、特に、商品若しくはその包装に当該標識を付すこと、当該標識を付した商品若しくはその包装品の販売を申し出るか若しくはこれらを市場に出すこと、そのために当該商品若しくはその包装品を貯蔵すること、当該標識を付した商品若しくはその包装品を輸入若しくは輸出すること、又は当該標識を取引、通信若しくは広告において使用することはできない。

(2) 商標所有者は、自己の商標を掲載している刊行物の発行者に対し、それが商標であるとの情報を、当該商標の登録簿での登録番号と共に公表するよう要求することができる。

第 25a 条

(1) 商標所有者は、本法により保護されている権利に侵害又はその虞が生じているときは、自己の権利に侵害又はその虞を生じさせている者が当該商品の出所又は当該商品若しくはサービスが市場に出された事情に関する情報を自己に提供すべき旨を請求することができる。

(2) (1)にいう情報には、特に次のものを含める。

(a) 生産者、加工者、店主、流通者、供給者、卸売業者及びその他製品の前所有者の姓名、事業名称、住所若しくは事業所の名称及び場所、又は事業地

(b) 該当する商品又はサービスが生産され、加工され、供給され又は注文された数量及び価格の表示

(3) 次の何れかの者も、(1)及び(2)にいう情報を提供しなければならない。

(a) 本法に基づく権利を侵害する製品を所有する者

(b) 本法に基づく権利を侵害するサービスを利用する者

(c) 本法に基づく権利の侵害に係る活動において利用されるサービスを提供する者

(d) (a)から(c)までにいう者によって、本法に基づく権利を侵害する製品の製造、加工若しくは流通に関与し又は当該権利を侵害するサービスを提供すると指摘された者

第 26 条

(1) 商標所有者は、何人に対しても、同一又は類似の商品又はサービスについて自己の商標又は自己の商標と互換性がある標識を使用しないよう要求することができ、かつ、当該商標

又は標識を付した物品を市場から回収するよう要求することができる。

(2) 登録簿に記入された周知商標の所有者は、他の商品又はサービスについてのその周知商標の使用がその周知商標を付した商品又はサービスとその周知商標の所有者との間の関係を連想させる場合であって、その使用によってその所有者の利益が損なわれる虞があるときは、商品又はサービスが同一又は類似であるか否かに関係なく、(1)に基づく権利を主張することができる。

(3) スロバキア共和国で評判を有する商標の所有者は、他の商品又はサービスについての当該商標の使用が当該商標の識別性又は評判を不当に利用し又は害することになる場合は、商品又はサービスが同一又は類似であるか否かに拘らず、(1)に基づく権利を主張することができる。

(4) 商標に基づく権利の侵害が損害を生じさせた場合は、被害者は、逸失利益を含めその損害の賠償を請求することができる。商標に基づく権利を侵害する又はその虞がある行為が非金銭的損害を生じさせた場合は、被害者は、金銭的補償の形を含め適正な救済を受ける権利を有する。

(5) 商標に基づく権利に関する紛争は、裁判所が審理し裁定する。

第 26a 条

(1) 申立を受けた場合は、裁判所は、本法により保護されている権利を侵害する又はその虞がある製品、材料又は器具について次のことを命じるものとする。

(a) 商業経路から回収すること

(b) 商業経路から完全に除去すること

(c) その他、権利を更に侵害する又はその虞がある行為を防止する措置をとること。偽造された製品に違法に使用された標識を単に除去することは、権利の更なる侵害を防止する措置とはみなされない。

(d) 適切な方法で廃棄すること

(2) (1)の規定は、本法により保護されている権利を侵害する又はその虞がある者の費用負担において執行する。ただし、特別の事情により他の方法によるべき理由が生じた場合はこの限りでない。

(3) (1) (d)に基づく請求は、目的物の廃棄の方法については裁判所を拘束しない。

(4) 裁判所は、権利を侵害する虞がある又は侵害する行為の重大性が第 25a 条により課される義務の履行の結果の重大性に及ばない場合は、同条により情報の提供を受ける権利を付与しない。

第 26b 条

(1) 本法に基づく権利を保護する上で、裁判所は、遅延により権利者に回復が困難な金銭的又は非金銭的な損害が生じる虞がある場合は、予備的措置により本案判決におけるのと同じ義務を課することができる。

(2) 予備的措置に係る決定において、裁判所は、請求がない場合でも、適正な金額の供託金を納付する義務を原告に課し、また、当該義務の履行を当該決定発効の条件とすることができる。当該供託金の金額を決定する際に、裁判所は、相手方当事者に生じる可能性がある金銭的又は非金銭的な損害の大きさと共に、供託金納付義務を課すことにより効果的な権利行

使が著しく妨げられることがないように原告の資産も考慮に入れなければならない。

(3) 裁判所は、請求があったときは、適正な理由なしに命じられた予備的措置の実行により直接に生じた金銭的又は非金銭的な財務上の損害の補償として、相手方当事者に供託金を引き渡す決定を行うことができる。

(4) (3)にいう損害の発生が知られた時から6月以内に、裁判所に対して補償若しくは救済の請求が提起されず、また、当事者間で供託金の用途についての合意も成立しない場合は、裁判所は、供託金を返還する。

第27条 商標権の制限

(1) 商標所有者は、所有者自身により又は所有者の同意の下に自己の商標を付してスロバキア共和国の市場に出された商品について第三者が当該商標を使用することを妨げる権利を有さない。

(2) 商標所有者は、所有者自身により又は所有者の同意の下に自己の商標を付して欧州連合の加盟国又は欧州経済地域のその他の国の市場に出された商品について第三者が当該商標を使用することを妨げる権利を有さない。

(3) (1)及び(2)の規定は、商品が市場に出された後に、商標所有者の過失によることなく商品の状態又は品質に本質的な変化又は劣化が生じた場合は、適用されない。

第28条 商標に係る義務

(1) 商標所有者は、自己の商標を、特に商品及びその包装又は商業上の書類、販売促進、広告及び宣伝材料に、それが登録簿に記入された態様で、又はその識別性の変更をもたらさない要素において異なるに過ぎない態様で使用しなければならない。契約に基づく第三者による商標の使用は、商標所有者による商標の使用とみなされる。

(2) 商標所有者は、次の義務を負う。

(a) 第三者が自己の姓名若しくは宛先、又は商品若しくはサービスの種類、品質、数量、用途、価格、原産地、商品の製造日、サービスの提供日若しくはその他の特徴に関する表示を業として使用することを、それらの表示が商標所有者の商標と同一であるか若しくは互換性があるか、又は商標の一部を形成するものであるとしても、容認しなければならない。ただし、当該表示が商慣行又は経済競争の善良な倫理に従って使用されることを条件とする。

(b) 第三者が商品、特に付属品若しくは予備部品の用途、又はサービスの種類を表示する上で必要な場合に、商標所有者の商標と同一であるか又は互換性がある標識を業として使用することを容認しなければならない。ただし、当該標識が商慣行又は経済競争の善良な倫理に従って使用されることを条件とする。

(c) 第三者が同一であるか又は互換性がある未登録標識を業として、かつ、狭い地域に限られる範囲で使用する場合は、当該使用が自己の商標の出願日前に開始されている限り、これを容認しなければならない。

第29条 商標の譲渡及び移転

(1) 商標所有者は、書面による契約により、自己の商標をその登録対象である商品又はサービスの全部又は一部に関して自然人又は法人に譲渡することができる。

(2) 商標は、特別規則で規定されている場合は、新しい所有者に移転される。

(3) 商標の譲渡又は商標の移転に係る契約は、それが登録簿に記入された日に第三者に対して効力を生じる。記入の請求は、譲渡又は移転を受ける者がするものとする。

第30条 ライセンス

(1) 商標の登録対象である商品又はサービスの全部又は一部について当該商標を使用する権利は、ライセンス契約により付与する。

(2) ライセンス契約は、それが登録簿に記入された日に第三者に対して効力を生じる。登録簿へのライセンス契約記入の請求は、商標所有者がするものとする。

(3) 商標出願の対象となっている標識を使用する権利を付与するライセンス契約は、その標識が登録簿に記入された後に、当該商標を使用する権利を付与するライセンス契約とみなされる。ただし、当事者間で別段の合意がある場合はこの限りでない。

(4) 本法により保護されている権利が侵害され又はその虞がある場合は、ライセンス所有者は商標所有者と同一の権利を有する。

第31条 担保権

(1) 商標に担保権を設定することができる。

(2) 商標に対する担保権は、それが登録簿に記入された日に設定されるものとする。商標に対する担保権の登録請求は、質権者がするものとする。質権者は、商標に対する担保権の登録簿への登録請求と共に、当事者の公証署名が付された担保権設定契約書を庁に提出しなければならない。

第32条 保護の喪失及び商標所有者の変更

庁は、次のことを条件として、請求に基づいて、登録簿に記入されている商標所有者から商標を没収し、当該請求をした者を商標所有者として登録する。

(a) 請求人が外国商標の所有者であること(第4条(1)(d))

(b) 当該商標が前記の外国商標と同一であるか又は互換性があると共に、同一又は類似の商品又はサービスについて登録されていること

(c) (a)にいう外国商標は当該商標の出願前に商標として登録されていること、及び

(d) 商標所有者がその出願時に、当該外国商標所有者の販売代理人(第4条(1)(d))であって当該外国商標所有者の同意なしに自己の名義で商標出願を行ったこと

第33条 団体商標に係る特別な権利及び義務

(1) 別段の定めがない限り、団体商標の所有者は、その商標に関して第24条から第32条までに定める範囲内で権利及び義務を有する。

(2) 団体の構成員は、規約に定める範囲内で(1)にいう権利を有する。

(3) 団体の構成員はまた、その経済活動において、自己が所有者である商標又は自己がライセンス契約に基づいて使用する権利を有する商標を商品又はサービスに付すこともできる。

第 IV 部 外国との関係, 商標の国際登録

第 34 条 外国との関係

(1) スロバキア共和国が拘束されている国際的な条約, 協定及び協約の規定は, 本法によって影響されない。

(2) 国際条約の締約国の領域内又は世界貿易機関の加盟国の領域内に住所又は本拠を有する者は, スロバキア共和国の出願人又は商標所有者と同一の権利及び義務を有する。住所又は本拠がある国が国際条約の締約国又は世界貿易機関の加盟国でない場合は, 本法による権利及び義務は相互主義の条件に基づいてのみ認められる。

(3) スロバキア共和国の領域内に住所又は本拠を有していない者は, 商標に関する手続においては, 授権された代理人により代理されなければならない。

第 35 条 商標の国際登録

(1) スロバキア共和国内に住所又は本拠を有する者は, 国際条約に従い, 庁による商標の国際登録又は商標の国際登録に係る修正登録を出願することができる。

(2) 商標の国際登録又は商標の国際登録に係る修正登録を求める出願人は, (1)にいう措置について, 国際条約に従い所定の手数料を納付しなければならない。国際条約に定める手数料の金額は, 公報で公告する。

第 36 条

(1) スロバキア共和国での保護の請求を伴う商標の国際登録は, 庁が行う商標の登録簿への記入と同一の効力を有する。

(2) 国際登録商標への保護付与に対する異議申立の期間は, 当該商標が世界知的所有権機関の公報で公告された月の翌月の初日に開始する。

(3) 国際登録商標の保護がスロバキア共和国において拒絶された場合は, 当該商標は, スロバキア共和国において登録されなかったとみなされる。

第 36a 条 共同体商標

(1) 共同体商標の出願は庁に対して行うものとし, 庁は, それに出願日を付し, 14 日以内に欧州共同体商標意匠庁に送付する。

(2) 共同体商標登録は, スロバキア共和国の領域内で, 庁により登録簿に記入された商標登録と同一の効力を有する。

(3) 庁は, 欧州共同体商標意匠庁の執行可能な決定に対し, 特別規則に従って執行可能性の確認を付与する。

第 36b 条 国内商標出願への変更

(1) 庁は, 理事会規則第 109 条に従い, 共同体商標出願又は共同体商標の商標出願への変更に係る国内手続の開始を求める請求を審査する。ただし, 請求人が庁の求めを受領してから 2 月以内に次のことを履行した場合に限る。

(a) 請求書及びその追加文書のスロバキア語への翻訳文を提出すること

(b) スロバキア共和国内の送達宛先を指定すること, 及び当該商標の用語, 又は A4 サイズに

よる商標の明確な表示であって、長い方の辺が 8cm 以上のすべての詳細を含む複製に適したものの 2 葉を提出すること

(2) 庁は、請求が理事会規則第 110 条(1)に従って認められるか否かを審査する。請求が認められない場合は、庁はこれを拒絶する。

(3) 共同体商標出願の変更に基づく出願には、出願日及び優先日、又は理事会規則第 34 条及び第 35 条に基づいて主張される先の商標の優先順位が付与される。

(4) 共同体商標出願の変更に基づく商標出願の場合は、庁は、当該共同体商標に付与された優先権を有する出願を公告することなく当該標識を登録簿に記入し、かつ、これを公報で公告する。

第 36c 条

(1) スロバキア共和国の欧州連合への加入前に善意でかつ優先権を付して登録出願された国内商標の所有者は、次の何れかが該当する場合は、スロバキア共和国の欧州連合への加入に基づいてスロバキア共和国の領域に効力が拡張された共同体商標の使用を禁止する権利を有する。

(a) 当該国内商標が共同体商標と同一であり、かつ、両者の登録対象である商品又はサービスが同一であること

(b) 当該国内商標と当該共同体商標との間の同一性又は互換性のために公衆に混同が生じる虞及び国内商標を連想させる虞が存在し、かつ、両商標が関係する商品又はサービスが同一又は類似であること

(c) 当該国内商標が当該共同体商標と同一であるか又は互換性があり、スロバキア共和国において評判を有しており、また、当該共同体の使用が当該国内商標の識別性又は評判を不当に利用するか又は害することになり、かつ、両商標が関係する商品又はサービスが同一でも類似でもないこと

(2) 権利の侵害に関し、(1)にいう国内商標の所有者は、スロバキア共和国の領域内での共同体商標の使用の結果として生じた損害の補償を第 26 条(3)に定めるところにより請求することができる。

第V部 共通規定、経過規定及び最終規定

第37条 共通規定

商標に関する手続には、第19条、第23条、第28条から第30条まで、第32条から第34条まで、第39条、第49条、第50条、第59条(1)及び第60条の規定を除く行政手続に関する一般規定を適用する。

第38条

(1) 出願人又は商標所有者は、商標又は団体商標に関する手続の当事者(以下「手続当事者」という)となる。

(2) 第9条に基づき商標としての標識の登録簿への記入に対して有効に異議申立を行った者、第32条に基づき権利を有する者、及び商標の登録簿からの抹消を申し立てる者も、手続当事者となる。

第39条

(1) 庁宛ての提出物はすべて、公用語を用いた書面によらなければならない。

(2) 1の提出物は、1の商標又は1の団体商標にのみ係るものでなければならない。ただし、商標若しくは団体商標の所有者の人に関する情報の修正許可の請求、商標の譲渡若しくは移転の登録請求、代理人の登録若しくはその変更の登録の請求、又は請求書類、登録簿若しくは公報における誤記の訂正請求の場合は、1の提出物で同一所有者の複数の商標を扱えるものとする。

(3) (2)の規定は、1の商標出願人の複数の出願に関する同一の請求にも適用する。

(4) 商標に関する手続の開始を申し立てた手続当事者が、所定の期間内に瑕疵を除去し又は提出物を修正すべき旨の庁の求めに応じない場合は、庁はその手続を停止する。当該手続当事者は、この結果について予め庁から通知される。庁は、手続開始を申し立てた者が請求する場合にも手続を停止する。

第40条 更なる手続

(1) ある行為を行うべき期間として庁が設定した期間の延長を、当該期間が満了する前に手続当事者が請求した場合は、庁は、当該期間を延長することができる。

(2) ある行為を行うべき期間として庁が設定した期間を庁における手続当事者が遵守しなかった場合は、当該当事者は、期間不遵守の結果として庁が出した決定の送付から2月以内に更なる手続を庁に請求し、同時に当該不履行行為を履行することができる。

(3) (1)、(2)、第6条(3)、第9条、第10条(2)及び(4)、第13条(2)、第17条(3)、第40a条(1)並びに第42条(1)にいう期間の場合、及び第10条(3)にいう期間の不遵守の場合は、(1)又は(2)にいう請求は拒絶される。

(4) 庁は、(1)又は(2)にいう条件に従わない期間延長請求若しくは更なる手続の請求又は(3)にいう禁止の対象である請求を拒絶する。ただし、請求を拒絶する前に、庁は、請求を拒絶するに当たって認定された理由に回答する機会を請求人に与えなければならない。

(5) 庁が更なる手続の請求を認める場合は、期間不遵守の結果として出された決定の法的効果は、消滅するか又は発生しない。

(6) 庁が(1)又は(2)にいう請求について請求後2月以内に決定を行わない場合は、請求は認められたとみなされる。

第40a条 原状回復

(1) 庁における手続当事者がある行為を行うための法定期間又は庁が設定した期間を故意でなく遵守しなかった場合において、行為不履行の結果が手続の停止又は他の権利の喪失であるときは、当該当事者は、行為不履行の原因となった障害が解消した時から2月以内、ただし、不遵守期間の満了から12月以内に、庁に対して原状回復を請求し、同時に当該不履行行為を履行することができる。

(2) 手続当事者は、(1)にいう請求の裏付をし、かつ、当該行為の履行を妨げた事実を陳述しなければならない。庁は、(1)にいう期間の満了後に提出される陳述は、請求についての決定に際して考慮に入れない。

(3) (2)にいう陳述の真実性に合理的な疑義がある場合は、庁は、請求人に対して陳述を他の方法で証明するよう求めることができる。

(4) 第40条(3)にいう行為履行期間の不遵守の場合は、原状回復の請求は認められない。

(5) 庁は、(1)及び(2)にいう条件に従わない、又は(4)により認められなかった、又は請求人が(3)にいう陳述の証明をしなかった原状回復の請求を拒絶する。ただし、請求を拒絶する前に、庁は、請求を拒絶するに当たって認定された理由に応答する機会を請求人に与えなければならない。

(6) 庁が原状回復の請求を認めた場合は、期間不遵守の結果として出された決定の法的効果は、消滅するか又は発生しない。

(7) 期間不遵守の結果として出された庁の決定の発効から(6)による当該決定の法的効果の終了までの期間中にスロバキア共和国の領域内において、出願されている標識又は商標と同一であるか又は互換性がある標識を善意で使用する第三者は、当該標識の使用について対価を支払う義務を負うことなく自己の事業活動において当該標識を使用することができる。

第40b条 決定の理由

(1) 庁における手続当事者は、自己の陳述を裏付ける証拠を提出し又は申し立てなければならない。

(2) 庁は、その裁量により、各証拠を個別に又はそれらを互いに関連付けて行使し、かつ、評価する。

(3) 庁は、手続当事者が提出し又は申し立てた証拠の行使から認定された事実に基づいて決定を行う。

第41条

(1) 庁は、第三者が法的な利害を証明する場合は、その請求に基づき、ファイルの閲覧を認めるものとする。

(2) ファイル閲覧の権利には、手数料を納付して写真複写をする権利が含まれる。

(3) 商標の出願人又は所有者が書面により請求した場合は、手続当事者を含め第三者の情報に係る権利を確保するために公表することが必要であるとは認められない営業秘密その他の秘密情報を含むファイル部分は、ファイル閲覧から除外する。

(4) (1)及び(2)にいう権利は、(3)に基づくファイル除外部分、議決の記録、及びメモ書き又は決定、措置若しくは見解の草案を含むファイル部分については行使することができない。

第42条 救済手段

(1) 庁の決定に対する審判請求は、決定の送達から1月以内に提出することができる。

(2) 審判請求についての決定を行うに当たり、庁は審判請求の範囲に拘束される。ただし、このことは、次の事項については適用されない。

(a) 職権で手続を開始することができる事項

(b) 一方の側の複数手続当事者に関わる共同の権利又は義務に関する事項

(3) 審判請求の提出後1月以内にその理由を庁に提示しなければならない。審判請求の理由提示の期間は延長されないものとし、期間経過後の提示は容認されない。

(4) 更なる手続の請求又は原状回復の請求を認めた決定に対しては、審判請求の提出は認められない。

第43条

(1) 庁は、商標に関する確定データを記入する登録簿を備える。

(2) (1)により登録簿に記入されたデータは、所轄当局が別段の決定をしない限り有効なものとみなされる。

(3) 所轄当局の有効かつ執行可能な決定に基づく登録簿記入データの変更は、有効条項を付した当該決定の引渡し後に、庁により遅滞なく登録簿に記入される。

(4) 法律又は(3)にいう所轄当局の決定に基づくデータ及び事実の記入は、行政手続法の規定に基づく手続において出された決定とはみなさない。

(5) 庁は、第8条(5)に基づく商標出願及び団体商標出願、並びに商標に係る登録事項及び商標に係る登録事項の更新並びに商標の登録簿への記入後に生じた商標に係るデータの変更を公表する公報を発行する。

第44条 授権規定

庁が定める一般拘束規定においては、次のものについて規定する。

(a) 出願及び分割出願についての詳細要件

(b) 団体商標の使用についての詳細要件

(c) 商標の識別性の取得を立証する書類についての詳細要件

(d) 公報において公告する商標出願に係るデータ

(e) 標識の商標としての登録簿への記入に対する異議申立についての詳細要件

(f) 登録簿に記入され、商標の登録後に公報で公告されるデータ

(g) 登録証、登録簿の謄本及び抄本並びに優先権書類についての詳細要件

(h) その他の事項の登録簿への記入請求についての詳細要件

(i) 登録簿からの商標の抹消に係る申立及び請求についての詳細要件

(j) 商標登録の更新請求についての詳細要件

(k) 商標出願及び登録商標に係るファイル作成についての詳細要件

(l) 過誤の修正についての詳細

(m) 国際商標の登録請求及び国際商標登録簿への変更の記入請求についての詳細要件

(n) 庁への提出様式並びに送付及び電子媒体による提出についての詳細

第 45 条 経過規定

(1) 本法施行時に完結していなかった商標出願に関する手続は、本法に基づいて完結されるものとし、出願人は、所定の期間内に、自己の出願を本法による要件に調和させなければならない。

(2) 本法施行前に登録簿に記入された商標に基づく権利及び関係には、本法の規定が適用される。これらの権利及び関係の発生、並びにこれらに基づき本法施行前に発生している請求権は、それらの発生時に有効な規定に従って判断される。

(3) 現行規則に従い庁により有名であると宣言された商標の所有者は、当該商標の有効期間中、ただし、本法の施行から 10 年以内に、商標に関する法令集法律 No. 174/1988 第 23 条(3)にいう条件に基づき、同一であるか又は互換性がある商標の抹消を請求することができる。その期間中、有名商標の所有者はまた、同一であるか又は互換性がある標識の登録簿への記入に対し、その標識の出願の対象である商品又はサービスの如何に拘らず、第 9 条により異議を申し立てることができる。

(4) 有名商標が商標に関する法令集法律 No. 174/1988 第 18 条(1)に定める要件を満たしていないと認定した場合は、庁は、当該商標を有名であるとした宣言に係る決定を取り消す。

(5) 2004 年 2 月 1 日より前に現行法第 9 条に基づいて異議が申し立てられた場合は、異議申立人は、本法の施行後 3 月以内に、自己の異議申立を本法の条件に調和させなければならない。そうしない場合は、異議申立は考慮されない。

第 45a 条

附属という欧州共同体及び欧州連合の法律行為には、本法が適用される。

第 46 条 廃止規定

次のものを廃止する。

1. 商標に関する法令集法律 No. 174/1988
2. 発明及び発見庁の法令集命令 No. 187/1988
3. スロバキア共和国国民会議の工業所有権の分野における規定に関する法令集法律 No. 90/1993 第 II 条

第 47 条 施行

本法は、1997 年 3 月 1 日に施行する。

法令集法律 No. 577/2001 は、2002 年 1 月 1 日に施行される。

法令集法律 No. 14/2004 は、スロバキア共和国の欧州連合への加入に関する条約が効力を生じた日に施行された第 4 条(3)、第 16 条(17)、第 27 条(3)及び第 36a 条から第 36c 条までの規定を除いて、2004 年 2 月 1 日に施行される。

法令集法律 No. 344/2004 は、2004 年 7 月 1 日に施行される。

法令集法律 No. 84/2007 は、2007 年 3 月 1 日に施行される。